

3. 利子補給等補助金制度

市では、以下のとおり中小企業者の方などが融資を受けた際の借入利子の一部を補助します。

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給

補助対象	小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の設備資金
申請者	上越商工会議所・市内各商工会（左記団体が利用者を取りまとめます。）
補助率	年0.5%
取扱（申請）期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日
問い合わせ先	産業振興課 金融・労働係（内線1267）

創業支援利子補給（ 利子補給を受けるためには、市への申請が必要です。）

補助対象	上越商工会議所が実施する「創業塾」を修了し、事業のための資金を借入れる創業者及び第二創業者
補助対象融資限度額	500万円
補助内容	創業者・第二創業者が事業のために資金を借入れた場合、利子支払額相当分（最大7年間分）の全部又は一部を前渡しで補助
問い合わせ先	産業振興課 産業政策係（内線1727）

ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給（ 利子補給を受けるためには、市への申請が必要です。）

補助対象	平成29年4月1日以後、新たに「新潟県ハッピー・パートナー企業」または「えるぼし企業」となった中小企業等
補助対象融資限度額	1,000万円
補助率	借入利子の1/2（上限10万円）
利子補給期間	1年間
問い合わせ先	産業振興課 金融・労働係（内線1266）

4. 借換え一覧表

市の制度融資において、借換えができる資金は次のとおりです。借換え先資金の貸付条件の範囲内で借換えることができます。

借換元 借換え先	地方産業 育成資金	中小企業 振興資金	中小小売業活 性化支援資金	工場移転 特別資金	経営改善 支援資金	中心市街地 活性化資金	工場等 設置資金	経営力 強化資金
地方産業 育成資金								
中小企業 振興資金		(設備・運転・運転)						
工場移転 特別資金								
経営改善 支援資金		(運転・運転)	(運転・運転)					
中心市街地 活性化資金						(設備・運転・運転)		
工場等 設置資金								
経営力 強化資金	(設備・運転・借換)	(設備・運転・借換)	(設備・運転・借換)	(設備・借換)	(運転・借換)	(設備・運転・借換)	(設備・借換)	(設備・運転・借換・借換)